

○熱海市事業者向け省エネ診断補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱海市における2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度(令和12年度)温室効果ガス排出削減目標の達成のため、省エネ診断を受診する者に対して予算の範囲内において交付する補助金(以下「補助金」という。)に関し、熱海市補助金交付規則(昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、省エネ診断とは、次の各号に掲げる診断をいう。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- (2) 省エネお助け隊の診断
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所(本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。以下同じ。)を有して事業活動を行う者であって、省エネ診断を受診したもの
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、省エネ診断の受診に要した費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、2万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条及び第12条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、熱海市事業者向け省エネ診断補助金交付申請書兼請求書(別記様式)に、次に掲げる書類を添えて、省エネ診断を受診した日の属する年度の末日までに、

市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断に係る報告書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助金の振込先が確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受診した省エネ診断について適用する。

別記様式（第6条関係）

熱海市事業者向け省エネ診断補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

熱海市長 あて

熱海市事業者向け省エネ診断補助金の交付を受けたいので、熱海市事業者向け省エネ診断補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

【申請者】

事業者名		代表者職氏名	
電話番号		担当者	
所在地			
メールアドレス			

【申請内容】

受診した診断名		
受診した事業所の名称		
受診した事業所の場所		
補助対象経費		円
交付申請（請求）額 （千円未満切り捨て）		円
同意欄		<input type="checkbox"/> 補助金の交付に必要な範囲内で市税等の納付状況に係る情報を確認することに同意します。 ※同意されない場合は、完納証明書の写しを添付してください。
中小企業者	※常時使用する 従業員の数	人
	※個人事業主の 方は生年月日 を記入	【生年月日】 年 月 日

【振込口座】※申請者の口座に限る。

金融機関			支店名							
預金種目	1. 普通預金	2. 当座預金	口座番号 (右詰め)							
フリガナ										
口座名義人										

別記様式（第6条関係）